

令和2年3月6日

亀井委員

私からは、まずは県営電気事業の売電契約方法の検討について、何点かお聞きします。

常任委員会報告資料によると、県営電気事業では、今後、新たな電力市場の活用方法や売電契約方法の検討を行うとあり、県営電気事業の一番の特徴としては、公営電気事業者で唯一、純揚水式発電所である城山発電所を保有しているということであると私は考えています。そこで、現在の売電契約が終了後の令和6年度以降の売電契約に向けた取組について、何点かお聞きしていきたいのですが、まずは、最近の城山発電所の運転状況と、売電単価について教えてください。

発電課長

平成30年度の城山発電所の発電実績は、運転日数が40日、供給電力量は合計で約2,400万キロワットでした。平成30年度の城山発電所の収入については、おおむね約31億円です。したがって、収入額を供給電力量で割り返して売電単価を仮に算出しますと、1キロワットアワー当たり税込みで約131円です。

亀井委員

税込みで131円ということですが、通常は大体どのぐらいなのですか。

発電課長

一般的な市場で取引されている発電単価は、おおむね7円から17円程度と聞いています。

亀井委員

単価的にはすごい高単価になっているわけです。次の質問ですが、四つの市場が開設されるのですが、城山発電所が対象になるのはどの市場を想定していますか。

発電課長

電力システム改革によって整備される各種電力市場のうち、純揚水式発電所である城山発電所が参入するならば、電力の安定供給に必要な供給力と調整力を取り仕切っている容量市場と需給調整市場を想定しています。なお、非化石価値取引市場については、揚水発電所は対象外となっています。

亀井委員

予備力としての存在感、電源として有用な発電所であるのは認識しているのですが、そうすると、ここの市場で、私の考え方だと調整価値を一番大事に考えて、そこにエントリーすればよいのかと思うのですが、そうではないのですか。

発電課長

もちろん、需給調整市場も城山発電所の重要な市場の対象の一つと考えていますが、容量市場については、発電所の発電できる能力に対して信用いただく市場と考えていますので、城山発電所にとって、容量市場も大切な対象市場の一つと考えています。

亀井委員

想定している市場は、需給調整市場と容量市場ということですが、その収入だけで城山発電所を今後も維持運営していくことは可能ですか。

発電課長

城山発電所が参入可能な市場のうち、容量市場については、発電所を維持する費用の一部を市場からの収入によって賄う制度設計となっていますので、落札できれば経費の一部は得られるものと見込んでいます。一方、需給調整市場については、送配電事業者から運転の指令や増量の指令がどの程度あるのか、現在では全く分からない状況で、どの程度の収入が得られるのか見込みが立たない状況です。したがって、城山発電所は現在のところ二つの市場に参入したとしても、市場からの収入のみで維持運営していくことは難しく、小売電気事業者等の相対契約をベースに、電力市場を有効に活用した発電所の運用が必要と考えています。

亀井委員

そうしますと、令和6年度以降の契約は、一般の水力と城山発電所を分離して別々の契約として取引をするということですか。

発電課長

県営電気事業最大の特徴は、一般水力発電所により年間3億キロワット以上発電できることが可能な上に、城山発電所にて25万キロワットの調整力も供給できる点にあります。これは、全国の公営電気事業者の中で唯一の存在となっています。したがって、一般水力発電所の発電量と揚水発電所の目標供給力を合わせた形での契約が、県営電気事業の特徴を最大限生かせ、また、小売電気事業者にとっても魅力等があるのではないかと考えていますが、来年度の売電方法の検討に向けた調整価格では、今後の経営に向けて多角的な知見も得られるよう、分離した場合のシミュレーションも行う予定です。

亀井委員

いつも言われるのですが、公共団体の自治体の契約は、一般競争入札が原則なのですが、今後の市場の活用リスク、また、城山発電所の運用も考えると、単純な一般競争入札での売電は経営面から難しいと思うのです。そうすると、売電する際の契約方法をどのように考えていますか。

発電課長

電力市場の動向は現時点では不透明な状況ですが、県営電気事業の経営を考えると、城山発電所の特殊性を踏まえながら契約方法についても検討を深める必要があります。そこで、今後実施する予定の調整活動の中で、令和6年度以降の契約の方法についても検討したいと考えています。

亀井委員

先行会派の質問の中でも、これから調査委託に関して、しっかり検討していくという話でしたが、今もう考えていることはあるのですか。

発電課長

一般競争入札が原則というのは重々承知しています。また、契約の方法については、一般的には一般競争入札の別に、随意契約、あるいはプロポーザルといった手法もあることは承知していますので、今後、市場からどれだけ収入が

得られて、どうやって売電の相手方と契約するのかについては、当然、そういった手法についても検討していくと考えています。

亀井委員

しっかりと調査していただきたいのですが、県が主張しないと、城山発電所の存在意義をしっかりと表現していかないといけないと思いましたが、あえて発電課長に答弁いただいたのですが、そのような強気な姿勢という形で、または取り組んでいただきたいと思います。

次は、県営水道の新たなPRの展開について、何点かお聞きします。現在、神奈川県は、SDGs先進県として取組を推進していて、企業庁においても、SDGsの視点を持ちながら事業を推進していく必要があると考えていますし、そのようにされています。そうした中で、企業庁の令和2年度予算案に盛り込まれている県営水道の新たなPRの展開については、県営水道のPRだけではなく、環境配慮の視点からの取組としても注目しているものです。この取組について、SDGsの視点を持って何点か伺います。

初めに、県営水道ではこれまでどのように水道水の安全性やおいしさのPRをしてきたのか、確認させてください。

経営課長

給水区域内の全世帯を対象に配布している広報紙さがみの水に、水質検査に関する記事や水道水のおいしい飲み方に係る記事などの特集記事を毎回掲載するなどして、水道水の安全性やおいしさのPRを行ってきているところです。また、6月上旬の水道週間キャンペーンのイベント等で、ペットボトル水、かながわのおいしい水森のハーモニーを配布することや、水の飲み比べも行い、県営水道の水のおいしさをPRしているところです。

亀井委員

新たなPRの展開に当たって、これまでのPR方法にどのような課題があったのか、まず伺います。

経営課長

ペットボトル水を活用した広報活動は、配布すること自体に重きを置くようになっている実態があり、お客様が水道水を意識して、そのおいしさを実感していただくための、より効果的な広報活動の形態を考える必要があったということです。また、県が、SDGsの具体的な取組として、マイクロプラスチック問題に取り組んでいくというメッセージを発信している中で、企業庁としても、こうした課題への対応という視点をしっかりと持ちながら、多様で効果的なPR方法を検討していくことが求められていると考えています。

亀井委員

PR事業の一つとして、冷却機能付きのウォーターサーバーの設置ということで、我々会派からも提案させていただいて、設置する方向で取り組んでいただいていることは大変評価するのですが、どのような考えで設置するのですか。

経営課長

人々がたくさん集まる場所に、冷却機能付きの水道直結のウォーターサーバーを設置して、水道水を直接飲んでいただくことで、水道水の水と明確に意識して、より多くの人においしさを実感していただくことができると考えていま

す。特に外国から訪れた方に対しては、水道水を直接飲めるという、世界で9か国しか味わえない水のすばらしさをアピールすることができると考えています。さらに、ペットボトルを配布する広報活動から、環境に配慮したウォーターサーバーやマイボトルによるPR活動へシフトすることは、企業庁のSDGsの推進というメッセージを発信することになると考えています。こうした考えの下、給水区域の市町と連携して、観光スポット等なるべく多くの方々が訪れるような場所にウォーターサーバーの設置を進めていきたいと考えています。

亀井委員

より多くの方が集まる場所に設置するというのですが、このウォーターサーバーをSDGsのいわば広告塔のように使っていったらどうかと思うのですが、どのような効果的な取組があると思いますか。

経営課長

SDGsの取組を多くの人に広めていくことは重要であると考えており、委員のお話にあったウォーターサーバーがSDGsの推進のメッセージを発信する役割を担うことは効果的な方法であると考えています。企業庁では現在、鎌倉市と連携して、鎌倉駅西口駅前広場にウォーターサーバーの設置を進めており、そのウォーターサーバーの側面にはSDGsの17のゴールをデザインし、駅前を訪れる人々の目に触れるようにすることを考えています。これから企業庁が設置するウォーターサーバーについても、こうした工夫を加えながら進めていきたいと考えています。

亀井委員

鎌倉駅西口駅前広場の前に設置するというので、もちろん人が多く集まる場所に設置していただきたいのですが、ほかにはどういうところに設置するのですか。

経営課長

現在、鎌倉駅西口駅前広場ということですが、人が多く集まる観光地など、そういうところに給水区域市町と連携して場所を見つけて設置していきたいと考えています。

亀井委員

そういう場所は、市町と連携して行っていただきたいのですが、その場所を県民にはどのように周知していくのですか。

経営課長

鎌倉駅西口駅前広場のときは、記者発表をするとともにホームページ等で広報しました。設置に当たっては、給水区域の市町と連携して、この広場のときも、鎌倉市と連携して記者発表等広報に努めたところです。今後とも、給水区域の市町と連携して、広報については考えていきたいと思えます。

亀井委員

また、マイボトルの普及ということが書かれていて、ここには作成個数2,000個と書いてあるのですが、2,000個で足りるのですか。

経営課長

マイボトルについては、各種イベントのアンケートに回答いただいた方に配ろうと考えています。イベントも結構絞って行おうと思っており、令和2年度

については、とりあえず試行として2,000個を作成して配布していこうかと考えています。

亀井委員

マイボトルも一つの広告のイメージだと思います。2,000個で試行的だとおっしゃったので、今後、アンケートの回答が4,000も5,000も来る可能性もなきにしもあらずで、結構多くなってしまったときには足りなくなってしまうということもあるので、さらに広告として使うということであれば、その個数もしっかりと検討していただきたいと思います。

あと、報告資料にも書かれているのですが、ペットボトル水の森のハーモニー製造の廃止です。森のハーモニーは、平成16年から平成31年まで製造を行って、今回のペットボトルの件もあるので廃止になるのですが、急に廃止すると、この森のハーモニーをつくっていた会社の経営はどうなのかと心配になってしまいます。SDGsの精神だと、ペットボトルをたくさん作ることに賛成できないのですが、経営の面からすると、会社がすぐに潰れてしまったという持続可能性が追及できないので、経営がそこで止まってしまうということに関しても賛成できないのであって、この森のハーモニーをつくっていた会社というのは大丈夫かと心配したのですが、いかがですか。

経営課長

森のハーモニーの製造をお願いしている会社は、ホームページで確認したところ、年間で約4,000万ケースを生産しているところです。森のハーモニーについては3,000ケースをお願いしているところで、ホームページの数から考えると0.0075%で、ごく僅かです。一応、今回の件に関しては、会社にこの方向性についてお知らせしたところ、特に大きな反応はなかったということで、経営的には問題ないかと考えています。

亀井委員

この会社は、どこにあるのですか。神奈川県内の会社でしたか。

経営課長

静岡県焼津市です。

亀井委員

会社の的にも、しっかりと経営もそのまま維持できそうですし、このウォーターサーバーによってSDGsも推進できそうなので、この取組は我々が提案したということもありますが、前向きに取り組んでいただくことを要望したいと思います。

次は、障がい者活躍推進計画(案)について、何点かお聞きします。県は昨年4月から、知的障害者及び精神障害者の常勤職員としての採用を開始したところですが、そうした積極的な姿勢は評価したいと思います。今後は、知的障害者や精神障害者の職員が職場に定着して長く働いていただくことが重要ですが、その定着に向けて、何点かお伺いします。

まず、確認の意味で、再度お聞きして大変恐縮ですが、前回も私から質問させていただいて、障害者雇用では採用後にしっかりと定着することが大事だという話はさせていただいたのですが、報告資料の中の本県における障害者雇用等の状況に、職場定着率と平均勤続年数の項目があるのですが、企業庁の場合、

もう一遍確認させてください。

企業局管理担当課長

企業庁における職場定着率は100%、平均勤続年数については28年8か月となっています。

亀井委員

確認ですが、全員で何人いらっしゃって、技術職の方と事務職の方は何人ぐらいつつでしたか。

企業局管理担当課長

令和元年6月1日の人数について、ここに載せていますが、その時点での障害者の数については17人です。内訳ですが、事務職が13人、技術職が4人、合わせて17人となっています。

亀井委員

知的障害の方、または精神障害の方も含めた障害者採用選考は平成30年度に始まったのですが、企業庁の採用人数は、そのとき何人だったのでしょうか。

企業局管理担当課長

平成30年度に実施した、障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考に合格し、平成31年4月1日に企業庁に採用された職員は1名で、障害の種類は精神障害です。

亀井委員

法定雇用率は達成しているので、あまり強くは言えないかもしれないが、1名にとどまったことは、少しさみしいかと思ったのですが、もっと採用できなかったのですか。

企業局管理担当課長

今、企業庁においても、法定雇用率をクリアするような形で進めています。我々のほうでもある程度計画的に採用計画を行っているので、急に増やすことがなかなか難しい状況がありますので、平成31年4月については1名採用ということです。

亀井委員

これから、知的障害や精神障害をお持ちの方の雇用が増えていくと私は思っていて、また、働きやすい環境をその方々に提供する必要があると思いますが、現在、企業庁が行っていることは何ですか。

企業局管理担当課長

これまで、身体障害者の職員の職場環境整備として、設備面においては、スロープや手すり等をつけることや、音声翻訳ソフト等の周辺機器の整備を中心に行ってきました。こうした設備面の整備に加えて、障害に対する理解を深める取組として、企業庁の全所属長を対象として、障がい者活躍推進研修を実施し、障害特性の違いや障害特性に応じた配慮事項など、障害者を雇用する際のポイントを中心に県の障害者雇用促進センターの専門職員の方に講義していただいたところです。また、知的障害者や精神障害者を県の非常勤職員として雇用する、かながわチャレンジオフィスの仕組みを活用して、企業庁の職場においても、アンケート結果の入力、ポスターを折る作業などの業務を行ってもらい、障害者の方が仕事に慣れ、正規就労につながる展開を可能とするとともに、

受け入れる側においても、障害のある方とともに働くことへの理解促進を図っているところです。

亀井委員

現在、そのように頑張ってくださいているのですが、今後、知的障害、精神障害の方が増えていく中で、企業庁として、定着という部分に関してできることは何かあるのですか。

企業局管理担当課長

知的障害者や精神障害者の方も含めて、障害がある職員が企業庁で活躍するためには、障害に対する理解を深めていただくことが何よりも大事だと考えています。そのためには、今後も、所属の管理監督者に対し、機会を捉えて研修等を実施するとともに、その内容を所属内で共有するなど、全職員の理解を深めるよう取り組んでいきます。また、障害のある職員に対して、日々の仕事を行う際は、業務の内容や量に配慮することや、指示を出す際は具体的に分かりやすく説明するなど、一人一人の障害特性に寄り添った対応を行っていきます。さらに、所属の管理監督者による定期的な面談や人事担当者との面接を通じて、本人の意向、業務遂行状況をきめ細かく把握することで、キャリア形成の過程における職務の選定、マッチングが正確に行われ、障害のある方が安心して長く働けるよう取り組んでいきたいと考えています。

亀井委員

いろいろお伺いして、今後も取組を考えてくださっていることは分かるのですが、例えば、具体的に、今、新型コロナウイルス感染症の関係で時差出勤や、テレワークの取組などが、皆様方の中でも増えてきているのが現状です。時差出勤だと、それは約束事としてできるかもしれないが、例えば、テレワークにしてもそうだし、サテライトオフィスでの働き方など、具体的に、そういう障害を持った方々には、しっかりとお示しをしなければいけないと思っていますが、実際にそういうことを今後行っていただくために、具体的にどのようなことを考えているのか、お聞きします。

企業局管理担当課長

テレワーク、サテライトオフィス等の多様な働き方について、職員に周知することは大切なことだと思っています。今回の障がい者活躍推進計画(案)についても、療養休暇等のサービス関係について、制度の内容を有効に活用できる、適切に助言するといったことを計画案に追加しました。今後は、今ある制度を周知するだけでなく、面接の後に適切に助言できるような形に努めていきたいと考えています。

亀井委員

適切な助言を具体的に行っていただきたいと思います。今、すごく微妙な時期なのですが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が少し微妙な状態になりつつあるのですが、先日ある方が、今回の大会は、どちらかというパラリンピックに注目すべきだと言っているのです。なぜかというのと、日本の高齢化率を見れば分かるように、右肩上がりにどんどん上がっていつているのだと。将来的に、我々が高齢化したときに、体に支障が出たり、内部疾患が伴ったりすることがあるかもしれないので、そうすると、今、パラリンピック

において、観戦に来られた方や選手の方々は、言い方は悪いかもしれないが、実は我々の先輩に当たるかもしれない。だから、そういうの方々に対して、仕事や生活のしやすさを追求することは、実は将来的な私たちの仕事のしやすさ、生活のしやすさを追求することになるのだという話のようなのです。もちろん、当事者の方々の環境の配慮、仕事のしやすさの配慮が一番大事であって、我々のことは二の次なのだが、そういうこともあるので今回質問させていただいたのですが、障害をお持ちの方々に、仕事がしやすい環境、生活しやすい環境を提供していただくことを要望して、質問を終わります。